

育児休業中の保育期間(特例)の変更について

日頃より西東京市保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。保育施設を利用している児童の保護者の方が、利用児童の下のお子様に関する育児休業を取得する場合の利用児童の保育期間について、下記のとおり変更いたします。

記

1. 変更前

育児対象児が満 1 歳を迎える月までに保育所等の利用を申し込み、市による利用調整の結果、保育所等の利用ができていない場合は、満1歳6か月を迎える月の末日までを保育期間とする。

2. 変更後

上記に加えて、育児対象児が満1歳6か月を迎える月の月末までにも、保育所等の利用を申し込み、市による利用調整の結果、保育所等の利用ができていない場合は、さらに育児休業対象子どもが満2歳を迎える月の末日までを保育期間とする。

3. 適用開始 平成 29 年 10 月 1 日

4. 注意

原則として、育児休業の対象となるお子さんが満1歳になる月の月末までが保育期間であることは変わりません。また、対象児童が上記期限となる翌月以降に、利用児童が4歳児又は5歳児クラスに在籍している場合は、育児休業を取得し続けても、そのまま在籍できる点についても変更ありません。